

墨田区文化・スポーツ地区建築条例概要

1 趣旨

この条例は、建築基準法第49条第2項の規定に基づき、都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として定められた墨田区文化・スポーツ地区（以下「文化・スポーツ地区」という。）内の建築物の建築の制限の緩和に関して必要な事項を定めるものとする。

【参考】

建築基準法（抄）

（特別用途地区）

第49条 特別用途地区内においては、前条第1項から第12項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第1項から第12項までの規定による制限を緩和することができる。

都市計画法（抄）

（地域地区）

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

(1) 〔略〕

(2) 特別用途地区

(2)の2～(16) 〔略〕

2～4 〔略〕

第9条 〔略〕

2～12 〔略〕

13 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とする。

14～22 〔略〕

2 適用区域

この条例は、文化・スポーツ地区に係る都市計画の決定の告示があった区域について適用する。

※ 特別用途地区墨田区文化・スポーツ地区（都市計画（案）概要）

種 類	決定箇所	面 積
墨田区文化・スポーツ地区	墨田区堤通二丁目地内	約1.6ha

なお、当該地は、第一種住居地域であり、建築基準法の規定により、観覧場は、建築することができないこととなっている。

3 文化・スポーツ地区内の建築制限の緩和

文化・スポーツ地区内においては、建築基準法の規定にかかわらず、観覧場（運動施設に付属するものに限る。）で客席の部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを建築することができる。

4 施行期日

墨田区規則で定める日

※ 文化・スポーツ地区に係る都市計画の決定の告示の日

